

徳島工業短期大学 公的研究に関する不正防止計画

統括管理責任者
平成30年4月1日適用

項目	想定される事態	不正発生要因	不正防止計画
1 趣旨・目的	徳島工業短期大学研究費の取り扱いに関する規程第6条に定める不正防止計画を以下のとおり定める。		
2 責任体制	組織としてのガバナンスが機能しない。	責任体系の曖昧さ	「最高管理責任者」「統括管理責任者」「コンプライアンス推進責任者」を定め、その役割と責任を明確化する。
3 ルールの明確化	誤った認識により、故意ではないルール違反による不正が発生する。	公的研究の事務処理に関するルールの理解不足	着任時に事務処理手続きの説明をおこなう。変更が生じた際にはその都度機関全体に向けて周知を行う。
4 職務権限の明確化	チェック機能が弱体化する。職務権限を超越した事務処理が行われる。	職務権限の曖昧さ及び理解不足	決裁・発注・検収といった職務権限を明確化するとともに、業務の実態と照らし合わせながら、適切なものとなるよう必要に応じて随時見直しを行う。
5 関係者の意識向上	適正な経理実施の必要性が認識されない。	公的研究費について、税金等を原資とした公の資金であるという意識の希薄さ ルールや手段を軽視し、研究成果のみが重要であるという考え方	公的研究費の運営・管理にかかわる全ての構成員に対して徳島工業短期大学研究倫理規定を策定周知し、意識の向上をはかる。 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営管理にかかわる全ての構成員に対しコンプライアンス教育を実施するとともに、研究費を適正に使用し不正を行わない旨の誓約書を徴求する。
6 告発等及び調査、懲戒に関する規定の整備及び運用	告発事案が潜在化する。不正に対する抑止力としての効果が薄れる。	告発等及びその調査、懲戒に関する規定の周知不足 告発・相談に関する規定の周知不足	機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置してホームページ等で公開するとともに、学内の説明会等にて周知徹底する。 告発があった際の調査手続き、不正が認められた際の懲戒等についても同様に周知徹底を行う。
7 不正要因の把握、不正防止計画の策定、実施	それまで把握していない不正要因により不正が発生する。不正防止計画が形骸化する。	新たな不正発生要因の発生 不正防止計画の認識、活用不足	防止計画推進部門は、常に機関全体の不正発生要因を整理把握して具体的な防止計画を策定するとともに、職員会議等の機会での周知を図る。
8 公的研究費の適正な運営、管理	研究進展の遅れ、年度末に偏った経費執行等が発生する。	研究発展、経費執行状況の未確認	発注段階で支出財源を明確化する。事務局では執行状況を監督するとともに、必要に応じて研究計画の聞き取りや改善を促す。
	預け金、架空伝票等、取引業者が関与する不正が発生する。	取引業者との癒着 研究者による発注及び検収	不正に関与した取引業者への処分方針を明示するとともに、一定以上の取引実績がある業者に対しては、適正な取引を行い不正に加担しない旨の誓約書を徴求する。 発生、検収については事務局の管理とし、一部研究者による発注、検収を認める場合にはその権限を明確化して周知徹底する。
	水増し請求、カラ出張等、研究者による不正が発生する。	出張状況の事実確認	出張後の報告書提出はもちろん、内部監査等による出張の事実確認を徹底する。
	購入物品の私物化・転売等の不正が発生する。	購入物品の管理状況未確認	一定金額以上の物品及び換金性の高い物品について管理を行うとともに、抜き打ちを含む内部監査等により現物確認を行う。
9 情報発信、共有化の推進	ルールの認知不足による不正が発生する。 解決可能な小さな疑問を放置したために、不正へと繋がる。	ルールに関する相談窓口の認知不足	ルールに関わる相談窓口を分かり易くホームページで公開し周知する。 学内職員間で、平時から些細な問題を気軽に相談できるような関係構築に努める。
10 監査体制	不正発生リスクを考慮しない体調抽出法により、不正を発見する確率が低下する。	適切でない監査対象の抽出	不正リスクを踏まえた、リスクアプローチ監査を実施する。
	指摘事項の放置未改善等、監査が形骸化する。	実効性を伴わない形式的な監査	内部監査部門は監査項目を随時見直し、実態に即した監査実施に努める。 監査の指摘事項を機関全体で共有し、機関をあげて再発防止に努める。